

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部指導課において一般の縦覧に供します。

平成18年11月13日

京都市長 榎本頼兼

1 申請者の住所及び氏名

京都市中京区三条通西洞院東入る釜座町5番地

長谷川 明

2 建築協定の名称

京都市中京区釜座町地区建築協定

3 建築協定区域

京都市中京区柳水町64番地及び64番地の1並びに同区釜座町1番地の3,2番地, 2番地の1, 2番地の2, 4番地, 4番地の1, 5番地, 6番地, 8番地, 10番地の1, 11番地の1, 11番地の7から10まで, 11番地の12, 11番地の13, 12番地の1, 14番地, 21番地の2, 21番地の3, 26番地, 27番地, 31番地, 32番地及び36番地

4 建築協定区域隣接地

京都市中京区三条町328番地の2, 同区釜座町1番地の1, 1番地の2, 7番地, 9番地, 10番地, 11番地の3から6まで, 11番地の11, 12番地の2, 16番地, 16番地の1, 16番地の2, 18番地の1, 18番地の2, 20番地の1, 20番地の2, 21番地の1, 22番地, 23番地, 23番地の1, 25番地, 28番地から30番地まで, 33番地, 33番地の1, 34番地, 35番地, 37番地及び37番地の1, 同区町頭町111番地並び

に突抜町 813 番地

5 建築協定の事項

建築物の構造，用途，形態及びその他の事項

6 協定の期間

5 年間

7 認可年月日及び番号

平成 18 年 11 月 13 日付け第 13-005 号

(都市計画局建築指導部指導課)